

平成31(31・32)年度 入札参加資格審査申請書提出要項(測量・建設コンサルタント等)

平成31(31・32)年度において甲賀市が発注する測量・建設コンサルタント等の入札等に参加を希望される方は、次の事項に留意のうえ、測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出してください。

本年は更新年になりますので、市内・準市内業者、市外業者を問わず、申請の必要があります。

1. 受付方法

市内・準市内業者(甲賀市内にある本店、支店又は営業所)

持参に限ります。

市外業者(甲賀市外にある本店、支店又は営業所)

郵送又は宅配便に限ります。

※記載内容及び添付書類に不備のあるものは受け付けません。

- ・封筒の表に「測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。
- ・他の種類の入札参加資格審査申請書は同封しないでください。
- ・受理通知が必要な場合は、返信用封筒等を同封してください。

2. 受付期間(厳守)

市内・準市内業者

平成31年1月17日(木)～1月18日(金)

市外業者(郵送・宅配便に限る)

平成30年12月3日(月)～1月18日(金)

- ・郵送の場合は、平成31年1月18日(金)の消印まで有効とします。
- ・宅配便の場合は、平成31年1月18日(金)午後5:00必着とします。

3. 受付時間(厳守)

市内・準市内業者のみ(市外業者は郵送又は宅配便のため受付時間は設定しません)

午前9:00～午前11:30 午後1:30～午後4:00

4. 受付場所

市内・準市内業者

甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所 会議室402(甲賀市役所4階)

市外業者(送付先)

甲賀市総務部管財課契約検査係 宛

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

5. 提出部数

1部

6. 有効期間

市内・準市内業者

平成31年4月1日から平成32年3月31日(1年間)

市外業者

平成31年4月1日から平成33年3月31日(2年間)

7. 申請資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当していないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 測量法第55条第1項の規程により登録を受けた者。
- (4) 建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規程により登録を受けた者。
- (5) 補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規程により登録を受けた者。
- (6) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規程により登録を受けた者。
- (7) 建築士法第23条第1項の規程により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者。
- (8) 建築工事に係る調査業務を行う者で(4)から(7)までに掲げる以外の者。
- (9) 次のいずれかに該当する者ではないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

8. 提出書類

- (1) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書(指定様式1)
 - ・ 新規・継続の区分に✓を付してください。
(「新規」・・・現在登録のない方。「継続」・・・現在登録のある方。)
- (2) 委任状(指定様式2)
 - ・ 支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。
- (3) 業態調書(指定様式3)
 - ・ 「登録」欄には、申請者において登録を受けている業務に○印を付してください。
 - ・ 「希望」欄には、申請者が希望する業務に希望順位を記入してください。
 - ※ 必ずしも希望順位制による入札参加業者の選定をするものではありません。
- (4) 有資格者数調書(指定様式4)
 - ・ 平成31年1月1日現在の各有資格者数を記載してください。
 - ・ 法人又は事業所全体の有資格者数を記載してください。
 - ・ 1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、1人で同一種類である「1級・2級」、「士・士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。
 - ・ 技術士・・・技術士法による2次試験に合格し、同法による登録を受けている方
 - ・ 認定技術管理者・・・建設コンサルタント規定第3条第1号ロに該当する方
 - ・ RCCM・・・社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM試験に合格し、登録を受けている方(同じ部門の技術士又は認定技術管理者として計上している場合は除きます)

(5) 技術者経歴書(指定様式5)

- ・登録する本店、支店又は営業所の常勤技術者について記入してください。
- ・市外業者は、内容が同じであれば、任意様式でも可とします。
- ・記入する技術資格については次の通りです。
 - ① 測量 … 測量士、測量士補、空間情報総括監理技術者
 - ② 地質調査 … 地質調査技士、技術士(認定技術管理者を含む)
 - ③ 建設コンサルタント … 技術士(認定技術管理者を含む)、RCCM、1級土木施工管理技士、1級建築士、2級建築士、その他有資格者
 - ④ 補償コンサルタント … 補償コンサルタント登録規程により認定された専任の管理者、補償業務管理士
 - ⑤ 建築・設備設計 … 技術士(認定技術管理者を含む)、1級建築士、2級建築士、木造建築士、1級管工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士
耐震診断・耐震補強講習会等各種講習会受講者

市内業者、準市内業者については、上記の免許、資格証、受講証等の写しを添付してください。RCCMについては、所属会社名が記載されている登録証(携帯登録証)であること。

(6) 経営規模等調書(指定様式6)

- ・「直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入してください。決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。
- ・「払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金の額を、組合にあつては、組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額とします。

(7) 市内事務所等調書(指定様式7)

- ・市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。
- ※ 支店又は営業所等の要件(甲賀市ホームページに掲載しています。)に該当しないと認めるときは、本店での登録とします。

(8) 履歴(又は現在)事項全部証明書の写し(法人のみ。3ヶ月以内に発行されたもの)

(9) 本店・営業所等一覧表(指定様式8)

- ・本市と契約を締結する事務所に赤のアンダーラインを引いてください。
- ・内容が同じであれば、任意様式でも可とします。
- ・プライバシーマークを取得していれば「○」をしてください。

(10) 印鑑証明書の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)

(11) 納税証明書の写し(3ヶ月以内に発行されたもの・最新1年(年度)分)

区 分	提 出 書 類
法 人	○国税(法人税・消費税及び地方消費税) ○都道府県税(事業税) ○市町村税(法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税)
個 人	○国税(申告所得税・消費税及び地方消費税) ○都道府県税(事業税) ○市町村税(個人市町村民税・固定資産税・国民健康保険税(料)・軽自動車税)

※国税の納税証明書は未納税額のない証明(様式その3の2(個人)又はその3の3(法人))とします。

※都道府県税及び市町村税の納税証明書は、委任先がある場合は委任先の所在地のものとし未納がない証明でも可とします。

※設立初年度で納税証明書を取得できない場合は、開設届の写しを添付してください。

※代理人が納税証明書を取得される場合は、委任状が必要です。様式は各交付窓口へお問い合わせください。

甲賀市税の未納がない証明の様式は、ホームページ(入札参加資格審査申請について)に掲載しています。各自で印刷して必要事項をご記入の上、甲賀市役所市民課、又は旧支所である土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センターの窓口で証明を受けてください。(窓口に来庁される方は、認印をご持参ください。また、代理人が来庁される場合は委任状が必要です。毎月1日～10日(土・日曜日を除く)は納税証明書の発行にかなりの時間を要します。できるだけ早めに取得してください。)

(12) 企業内同和・人権問題研修実施状況調書(指定様式9)

- ・ 市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。
- ・ 該当が無い場合は「該当なし」欄に✓印を記入してください。
- ・ 人権研修に参加したことが分かる書類の**原本**(受講証又は受講証が発行されない場合は研修のパンフレット等)を添付してください。
- ・ 建設工事にも申請される方は建設工事の方へ原本を添付してください。

※ 本調書(指定様式9)は、記載内容によって入札参加資格審査に影響を及ぼすものではありませんが、人権・環境意識の向上を目的として、添付書類の一部としています。

(13) 測量等実績調書(指定様式10)

- ・ 記載方法が同じであれば、任意様式でも可とします。
記載方法とは、希望業種(「測量」・「建築関係建設コンサルタント業務」・「土木関係建設コンサルタント業務」・「地質調査」・「補償関係コンサルタント」)ごとに実績調書が作成されていること、また、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する場合で「建設コンサルタント」を希望する場合は、その登録部門ごとに実績調書が作成されていることとします。

(14) 現況報告書の写し(最新1年分)

- ・ 地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタントの登録を受けている方は提出してください。

(15) 登録証明書又は登録通知書の写し

- ・ 登録証明書は3ヶ月以内に発行されたもの
- ・ 登録通知書の写しは申請時において有効期限内であることが分かるもの

(16) 財務諸表の写し(任意様式・最新1年分・個人の場合は確定申告書の写しで可)

(17) 資本関係・人的関係調書(指定様式11)

- ・ 該当が無い場合は「該当なし」欄に✓印を記入してください。

(18) 誓約書(指定様式12)

(19) 役員等名簿(指定様式13)

- ・ 監査役、登録する営業所等の代表者についても記入してください。

(20) チェック表(指定様式14)

9. 書類作成上の注意事項

- (1) 文字は黒インク又は黒ボールペンを使用してください。タイプ、ゴム印でも可とします。
- (2) A4フラットファイル(ピンク色系、留め具が金属でないもの)綴じで、表紙と背表紙に商号又は名称を記載し、前項(8. 提出書類)の順に綴じてください。ただし、チェック表(指定様式14)はファイルに綴じずに、ファイルに挟んで提出してください。
- (3) 審査基準日は平成31年1月1日です。

10. 申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請書提出後に商号、所在地、代表者、印鑑、受任者等記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書面を添付し「変更届」を提出してください(郵送可)。「変更届」の様式は甲賀市ホームページに掲載しています。

11. 入札参加資格審査申請に係る個人情報の取り扱いについて

提出される従業員などの個人情報に関しては、本人の同意を得た上で提出してください。なお、提出された入札参加資格審査申請に係る個人情報は、入札参加資格審査、入札及び契約に関する事務のためにのみ利用し、それ以外の目的には一切利用しません。

12. その他

指名競争入札の場合、電子入札登録業者に対して指名通知を送ることになります。したがって、指名願いの提出のある方でも電子入札に登録がない場合は入札参加の対象にはなりませんのでご注意ください。

13. 問い合わせ先

甲賀市総務部管財課契約検査係

〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番地

電 話

0748-69-2127(直通)